

法人化支援事業費補助金交付要綱

制 定	平成 30 年 4 月 2 日
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日
一部改正	令和 元年 5 月 8 日
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日
一部改正	令和 4 年 11 月 1 日
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 県は、農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承等の多様な経営課題にスピード感をもって対応していくため、法人化支援事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日決裁）に基づき、法人化支援事業を実施する農業経営体及び市町村（以下「実施主体」とする。）が行う雇用環境改善に取り組んだ農業者の法人化に対し必要となる経費及び複数個別経営法人化推進事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第 2 条 前条に規定する経費及びこれらに対する補助率は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(申請書の様式等)

第 3 条 規則第 4 条第 1 項の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年度定め、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知するものとし、その提出部数は、正副 2 部とする。

3 申請書の提出に当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、事業費に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(交付申請書の添付書類)

第 4 条 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

2 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第1の承認を要する計画変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第7条 実施主体は、第3条の第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第8条 実施主体は、第6条の規定による交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更等の承認手続き)

第9条 実施主体は、規則第6条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は様式第4号の承認申請書正副2部を知事に提出しなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式5号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第11条 実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在における補助事業の遂行の状況について、様式第6号の遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月10日までに知事に提出しなければならない。

ただし、遂行状況報告書については、概算払請求書をもってかえることができるものとする。

2 前項に定める場合のほか実施主体は知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について当該要求に係る書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止及び補助事業年度の完了

の場合を含む。)後1か月を経過した日又は3月15日又は知事が別に通知する日のいずれか早い日(補助金の全額が前金払又は概算払いにより交付された場合は、翌年度の4月末日)とし、その提出部数は、正副2部とする。

- 3 第3条第3項のただし書きに該当した事業主体については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 事業主体は、事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに別記様式8号により作成した年度終了の実績報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第13条 規則第13条の報告書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書は、様式第9号により行うものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 知事は、第9条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の規定による交付決定の全部もしくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1)実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2)実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3)交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の支払い)

第16条 知事は、法人化支援事業の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることができる。

実施主体は、第6条の規定による交付決定通知をもとに補助金の概算払を請求するときは、様式第10号による概算払請求書を作成し、知事に提出しなければならない。

(返還)

第17条 第12条に定める報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、助成費に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、その金額を様式第11号により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の整備等)

第18条 実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、

当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

第19条 補助事業者は、様式第12号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年度の補助金から適用する。
- 2 この改正は、令和元年5月8日から施行する。
- 3 この通知の施行に伴い、改正前の法人化支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。
- 4 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 5 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第1条、第2条、第5条）

経費	補助率	知事の承認を要する 計画変更	
		経費の配分 変更	事業の内容 変更
1 雇用環境改善経営法人化推進事業			
<p>県が、法人化支援事業実施要領第2の2に基づき実施する下記の支援に要する経費</p> <p>埼玉県農業経営・就農支援センターによる経営診断を活用し個人経営体の農業経営を法人化する取組に対して、1取組当たり定額25万円</p>	定額		
2 複数個別経営法人化推進事業			
<p>(1) 助成事業費 事業実施主体が法人化支援事業実施要領の別記2の第3の5の(2)のウの(イ)に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) サポート事業費 事業実施主体が法人化支援事業実施要領の別記2の第3の5の(2)のウの(ア)に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定額、 1/2 以 内</p> <p>定額</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>(1) 事業実施主体の変更 (2) 事業費又は補助金の3割を超える増減 (3) 事業の中止または新規の実施</p>

別表第2（第4条、第9条関係）

1 交付申請書の添付書類

事業区分	添付資料
1 雇用環境改善経営法人化推進事業	(1) 定款の写し (2) 法人の登記事項証明書 (3) 就業規則 (4) 雇用期間が確認できる書面等 (5) 令和3年度以前に農業経営相談所で最初に経営診断を受けた場合は、その事実 分かる資料
2 複数個別経営法人化推進事業	(1) 市町村が定める本補助金の交付に関する規定または要綱等 (2) 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の写し (3) 法人化支援事業実施要領別記2の第5の1に定める支援計画

2 実績報告書の添付書類（第13条関係）

事業区分	添付資料
1 雇用環境改善経営法人化推進事業	(1) 定款の写し (2) 法人の登記事項証明書 (3) 就業規則 (4) 雇用期間が確認できる書面等 (5) 令和3年度以前に農業経営相談所で最初に経営診断を受けた場合は、その事実 分かる資料 なお(1)から(5)の書類について交付申請時と変更がない場合は不要
2 複数個別経営法人化推進事業	(1) 市町村が定める本補助金の交付に関する規定または要綱等

別記様式第1号（第3条関係）

令和 年度法人化支援事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書

番 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事

住 所
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、法人化支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請（又は決定）額 円

※（〇〇〇〇〇〇〇〇）には、別表第1の経費の欄の事業名を記載する。

(様式)

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画 (実績)
- 3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費※1 (A+B+C+D)	負担区分				備 考
		国庫補 助金 (A)	都道府 県負担 額 (B)	市町村 負担額 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

- ※ 区分の欄は、別表第1の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。
(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
※1 必要に応じて「総事業費」と修正すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業完了 (予定) 年月日 年 月 日

5 収支予算 (精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	

○ ○ ○ ○ ○					
計					

※ 区分の欄○○○○○については、「3 経費の配分」の負担区分欄に記載された補助事業者負担分に該当する経費について記載する。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表第1の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

6 添付書類

- (1) 本補助金の交付に関する規程又は要綱
- (2) 定款の写し、収支予算
- (3) 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の写し
- (4) 法人化支援事業実施要領別記2の第5の1に定める支援計画

注1) この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成する。

注2) 本補助金の交付に関する規程又は要綱は、間接補助事業にのみ添付する。

注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

注4) 添付書類のうち6の(1)及び(2)については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式第2号 (第6条関係)

令和 年度法人化支援事業費補助金等 (〇〇〇〇〇〇〇) 交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度法人化支援事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書の対象事業の内容に記載されたとおりとする。

2 補助金の額

補助金の交付額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額 金 円

3 支払方法

精算払又は概算払

4 経費の配分

事業費補助金については、申請書の経費の配分及び負担区分に記載されたとおりとする。

5 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続きに関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）のほか補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和5年3月28日付け4経営第3108号農林水産事務次官依命通知）、集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）、担い手育成・確保等対策事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日付け4経営第22号農林水産事務次官依命通知）、農業経営法人化推進事業実施要領（平成25年3月28日決裁）、法人化支援事業実施要領（平成30年4月2日決裁）、法人化支援事業費補助金交付要綱（平成30年4月2日決裁）に定めるところに従わなければならない。

6 条 件

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、法人化支援事業費補助金交付要綱第5条に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、知事の承認を得なければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 5又は県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から、5年間保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- (6) 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (7) 補助事業者は、実績報告書を提出後に消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (8) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。
 - ① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - ② 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- (9) 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- (10) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (11) 補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。
また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

様式第4号（第9条関係）

令和 年度法人化支援事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）変更承認申請書

番 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事

事業実施主体名
代表者名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度法人化支援事業費補助金については、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、承認されたく申請します。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
2 金額の変更のない場合は [] の部分を除くこと。
3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
(以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。)

(注) 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第5号 (第10条関係)

令和 年度 ○○○○○○○○補助金 (○○○○○○○○○事業) 遅延届出書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

事業実施主体名
代表者名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった令和 年度法人化支援事業費補助金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、法人化支援事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき届け出ます。

（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注2））

（注）表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

様式第6号 (第11条関係)

令和 年度法人化支援事業等 (〇〇〇〇〇〇〇) 遂行状況報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

住 所
事業実施主体名
代表者名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度法人化支援事業について、補助金の交付手続き等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり事業の遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

- (注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。
2 「出来高事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

様式第7号（第12条関係）

令和 年度法人化支援事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）実績報告書

番 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事

事業実施主体名
代表者名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度法人化支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注）別記様式第1号の記に準じて記載すること。

様式第8号（第12条関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事

事業実施主体名
代表者名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、法人化支援事業費補助金交付要綱第12条の第4項の規定により、その実績を報告する。

記

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補助 金	(A)のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	(A)のう ち末支出 額	翌年度 繰越額	
翌年度 繰越分 〇〇〇〇							
年度内 完了分 〇〇〇〇							
合計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為に係る場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

様式第9号（第14条関係）

令和 年度法人化支援事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）交付額確定通知書

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知をした令和 年度法人化支援事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

別記様式第10号(第16条関係)

令和 年度法人化支援事業費補助金等(〇〇〇〇〇〇〇〇)概算払請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

住 所
事業実施主体名
代表者名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった法人化支援事業費補助金等について、法人化支援事業費補助金交付要綱第16の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

年 月 日現在

区分	総事業費	補助事業に要する経費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額(A)-(B+C)		事業完了予定年月日	備考
				金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	円	%	円	%	円	%		
計											

注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の(様式)の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

第11条のただし書きの規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。

令和 年度消費税等仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事

事業実施主体名
代表者名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度法人化支援事業費補助金について、法人化支援事業費補助金交付要綱第17条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 法人化支援事業費補助金交付要綱第14条に基づく確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知) | |
| | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | |
| | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | |
| | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | |
| | 金 | 円 |

注：参考となる資料を添付すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____